

第 26 号議案

中野区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

令和 2 年度における第 1 号被保険者に係る保険料率等の軽減措置を定める必要がある。

## 中野区介護保険条例の一部を改正する条例

中野区介護保険条例（平成12年中野区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「令和元年度」を「令和2年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第15条第3項の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。